第３章

各人権課題に対する取組

１　女性

日本国憲法では、法の下の平等がうたわれ、性別により差別されないとされています。

これまで、「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などの法的整備が行われ、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められてきたことにより、社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んできていますが、一方で、職場や家庭における、性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しています。

また、性犯罪・性暴力のほか、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメントなどの人権侵害に対応するため、「ＤＶ防止法」、「ストーカー規制法」、「男女雇用機会均等法」の改正などの立法的措置がとられていますが、女性が抱える困難な問題は、性的な被害や、家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化、複雑化していることから、令和６年に「女性支援法」が施行され、人権尊重等の視点から、切れ目のない包括的な支援を行うこととされました。

本県では、「広島県男女共同参画推進条例」を制定し男女共同参画推進の基本理念を定めるとともに、関連する県計画※に基づき、性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、啓発を行っています。

また、困難な問題を抱える女性への支援やＤＶ防止について、関連する県計画※に基づき、相談支援に関する啓発を行っています。

※　この項において関連する県計画は次のとおり
- わたしらしい生き方応援プランひろしま（令和８～12 年度）
- 広島県ＤＶ防止・女性支援計画（令和８～12 年度）

現状・課題

○　性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメント等による女性の人権侵害は、依然として深刻な状況にあります。

また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを誰にも相談しない場合も多くみられ、ＤＶ被害や困難な状況にある女性への支援等に関する情報を提供する必要があります。

○　若年層においてＤＶについて十分に認識されていないため、若年層が加害者、被害者、傍観者にならないよう、ＤＶ等に係る正しい知識に関する啓発を行う必要があります。

○　固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスは十分に解消されておらず、自分らしい選択ができていると感じている人の割合も伸び悩んでいます。また、性別に関する意識について、親や配偶者等の周囲からの影響を受けていると感じている人が多くいますが、こうした影響により自分らしい生き方の選択肢を狭めている可能性があることから、県民一人ひとりが当事者であることに気づく必要があります。

○　性別にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮し安心して働き続けることができる社会の実現に向け、法整備を含め社会全体の気運は醸成されつつあり、本県の女性の就業率は着実に上昇していますが、依然として、男女間の管理職及び役員に占める割合の差や賃金格差が存在しているほか、家庭での家事・育児は女性に偏っている現状があります。このため、性別にかかわらず誰もがライフイベントと両立しながら働くことができるよう、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を促進し、出産や育児等により離職した女性の再就職の支援や企業内での登用促進、男性の育児休業の取得促進の意義や重要性について事業者や従業員等の理解を深める必要があります。

取組の方向

県民にＤＶ、ストーカー、性被害、ハラスメント等のあらゆる暴力や人権侵害を認めない意識の浸透を図るとともに、被害を受けた際の相談窓口に関する啓発を行います。

性別にかかわらず自分らしい選択ができる気運を醸成するための、意識改革を図る啓発を行います。

また、誰もが様々なライフステージに応じて自らが望む働き方ができ、その意欲と適性に応じて職場において能力を発揮できる環境整備に向けた啓発を行っていきます。

実施にあたっては関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（１）困難な状況にある女性の権利擁護の推進

● 「女性支援法」に基づく「女性相談支援センター」や「ＤＶ防止法」に基づいて設置した「配偶者暴力相談支援センター」及び市町の相談窓口等について、困難な状況にある女性や暴力被害を受けた女性等、誰もが相談・保護・支援を受けられるよう身近な相談窓口として周知を図ります。〔健康福祉局こども家庭課〕

● より早期から、対象に応じてデートＤＶやＤＶに関する正しい知識の啓発を行います。〔健康福祉局こども家庭課〕

● 性被害に遭った場合、被害を抱え込まずに相談できる環境を確保するため、「性被害ワンストップセンターひろしま」において 24 時間 365 日相談対応により、関係機関と連携し、医療や法律等の専門的支援を行うとともに、小・中・高・大学生などの若年層に対し、性被害とは何か、被害に遭った際の相談方法、相談機関等についての啓発を行います。〔環境県民局県民活動課〕

● 配偶者暴力や性暴力等のあらゆる暴力などに対して、認知の段階から対処に至るまで、関係部門が情報共有・連携の上、被害者の安全確保に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発や被害が深刻化する前の早期相談につながる啓発を行います。〔健康福祉局こども家庭課〕

● 夫婦や家族のこと、職場の人間関係など、様々な悩みに対する相談事業を行うエソール広島の認知向上を図り、ＤＶや人間関係の悩みなどにおいて被害が深刻化する前の早期相談を促します。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

● 配偶者暴力やストーカー事案への迅速かつ的確な対応が図られるよう、警察官に対する必要な研修を実施します。〔警察本部人身安全対策課〕

● セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど様々なハラスメントの防止に向け、職場におけるハラスメント防止に関する国の指針等の周知を含めた企業等への啓発、相談窓口の周知などに取り組みます。〔商工労働局人的資本経営促進課〕

関連指標	現状	目標	備考
デートＤＶの認知度 （高校生）	53% ［Ｒ７］	80% ［R12］	「広島県ＤＶ防止・女性支援計画」より
性被害ワンストップセンターひろしまの活用割合	17.4% ［Ｒ６］	18.6%以上 ［R12］	「わたしらしい生き方応援プランひろしま」より

（２）性別による役割分担意識の解消

● エソール広島において、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた講演会や講座等を実施するとともに、より多くの県民に性差に係る固定観念に関する気づきにつなげるため、県民参加型の啓発事業を実施します。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

● 国、市町、企業、団体等と連携協力し、講演会や各種イベント等において、男女共同参画の視点に配慮した情報発信を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれずに共に活躍することが大切だと思う人の割合	― （Ｒ８調査予定）	現状値を把握した上で設定 （R12）	「わたしらしい生き方応援プランひろしま」より

（３）女性活躍の促進

● 県内企業が女性活躍を経営戦略として推進するため、経済団体等と連携したセミナー等の開催などにより、経営者等への女性活躍やダイバーシティ経営の重要性・必要性の認知度向上や、誰もが働きやすい職場環境づくりへの意識改革を推進し、県内企業における女性従業員の採用拡大、人材育成、管理職等への登用に向けた理解促進を図ります。〔商工労働局人的資本経営促進課〕

● 性別にかかわらず、誰もがその意欲と適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、女性従業員を対象として、管理職など指導的立場への登用促進に向けたスキルアップ研修等を開催するとともに、企業や業種を超えた豊かな人的ネットワークを形成できる機会を提供することにより、働き続けることや、管理職等へのキャリアアップに挑戦することに対する女性の意欲向上を図ります。〔商工労働局人的資本経営促進課〕

● 取得期間の長期化なども含む県内企業の男性育児休業等の取得促進に向け、企業等に対して男性の育児休業制度の周知を図るとともに、他企業の参考となる優良事例の収集や、様々な形での情報発信を行い、男性従業員や企業に対し理解促進を図ります。〔商工労働局人的資本経営促進課〕

● 当事者の意識啓発や行動変容につながる情報発信等を通じて、男性の家事・育児への参画を促進し、家庭内での女性への家事・育児の偏りの軽減につなげていきます。

また、当事者だけでなく、若い世代や企業、社会全体の意識改革を進め、家庭内で夫婦（パートナー同士）が話し合って家事・育児を分担し、協力して取り組む「共家事・共育て」の定着を図っていきます。〔健康福祉局子供未来応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
「女性のキャリア応援コーナー」を通じた就職率	37.5% ［Ｒ７］	広島労働局管内の就職率以上	「わたしらしい生き方応援プランひろしま」より
県内事業所における指導的立場に占める女性の割合	19.6% ［Ｒ７］	30.0% ［R12］	「わたしらしい生き方応援プランひろしま」より
男性の育児休業取得者のうち取得期間が１ヶ月以上の割合	49.1% ［Ｒ６］	80.0% ［R12］	「わたしらしい生き方応援プランひろしま」より

（１）～（３）共通

● 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより女性の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

２　子供

子供の人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において、「児童の最善の利益の考慮」などの考え方が示されています。

一方で、子供の人権問題として、学校やＳＮＳ・インターネット上でのいじめの事案が、依然として大きな社会問題となっており、また、インターネット利用の普及を受けて、児童買春・児童ポルノといった性犯罪や性暴力の被害者となる事案が発生するなど、子供の権利利益の擁護は喫緊の課題となっています。

こうした中、令和５年４月には、子供の権利利益の擁護等を任務とするこども家庭庁が設置され、あわせて、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

本県では、「広島県青少年健全育成条例」を制定し、青少年はあらゆる生活の場において心身ともに健やかに成長するよう配慮されなければならないと規定しています。

また、関連する県計画※に基づき、すべての子供たちが、社会の宝として、生育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができ、子供を持ちたいと思う人が安心して子供を持ち、育てられる社会の実現に向けて啓発を行っています。

※　この項において関連する県計画は次のとおり
- ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（令和７～11 年度）
- 第２期広島県地域福祉支援計画（令和６～11 年度）

現状・課題

○　体罰等によらない子育てをしている親の割合は増加していますが※、体罰等を肯定している親や、子育ての困り感、育てにくさ等からやむを得ず体罰等をしている親が一定数いることから、引き続き、子供への体罰の悪影響や相談窓口、児童虐待の通告義務及び児童相談所虐待ダイヤル等について周知を図ることが重要です。

○　いじめの重大事態が増加傾向にあることから、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に係る取組の充実が必要です。

○　ヤングケアラーの課題は、本人や家族に自覚がない場合や周囲が気づかないために表出化しづらいという特徴があり、必要な支援につながりにくく、また、家庭内の様々な事情により本人等が相談や支援を希望せず、本来必要な支援から遠ざかっている場合があるため、当事者が助けを求める声をあげやすくなるよう、本人・家族への意識啓発や、ヤングケアラーへの県民理解を促進する必要があります。

○　判断能力が不十分である子供については、性被害を認識することや、自ら被害を申し出ることが困難な場合があるため、特に年齢の低い小学生への啓発強化を図っており、今後も継続的な取組が必要です。

○　子供のインターネット利用が増加する中、ＳＮＳ等を介したトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が高いことから、子供や保護者の情報リテラシーの向上が必要です。

※　「体罰等によらない子育てをしている親の割合」　H29：76.0%⇒Ｒ２～５平均：82.6%
　　出典：「母子保健等に関する実施状況調査」（広島県）

取組の方向

すべての子供の人権が尊重され、子供の健やかな育成がはかられるよう、配慮が必要な子供たちについての理解促進や、体罰や虐待、いじめ、性被害などの人権侵害の防止に向けた啓発を行います。

実施にあたっては関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（１）子供の権利擁護の推進

● 子供への体罰の禁止や虐待が子供に及ぼす悪影響、望ましい子育ての方法等について、子育て世代や、将来親になる若年層を主なターゲットとして、ホームページやＳＮＳ等の若者に届きやすい媒体を活用して周知を図り、体罰によらない子育てを推進します。〔健康福祉局こども家庭課〕

● 児童虐待の通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、市町等の相談窓口を、子供や子育て世代をはじめ、広く県民に周知し、虐待の予防や早期支援に取り組みます。〔健康福祉局こども家庭課〕

● 「広島県いじめ防止基本方針」を踏まえ、学校内のいじめ防止委員会の機能化など、組織的な生徒指導を行い、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応につなげます。〔教育委員会豊かな心と身体育成課〕

● 学校等におけるいじめ防止のための取組実践例をイベント等の場で発表するなど、保護者や家庭に向けた子供の見守り支援に係る啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課、教育委員会豊かな心と身体育成課〕

● 当事者が助けを求める声をあげやすくなるよう、本人・家族への意識啓発や、ヤングケアラーへの県民理解を促進する啓発活動に取り組みます。〔健康福祉局地域共生社会推進課〕

● 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。また、子供・若者が被害を抱え込まずに、相談機関に相談できるよう、若年層に対し、性被害とは何か、被害に遭った際の相談方法、「性被害ワンストップセンターひろしま」の周知などの啓発に取り組みます。〔環境県民局県民活動課〕

関連指標	現状	目標	備考
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	81.3% ［Ｒ６］	87.3% ［R11］	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」より
児童虐待により死亡した児童数	０人 ［Ｒ７］	０人 ［R11］	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」より
いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）	72.3% ［Ｒ７］	76.0% ［R12］	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」より
ヤングケアラーについて知っている人の割合	44.4% ［Ｒ７］	70.0% ［R11］	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」より

（２）子供の防犯推進・非行の防止

● フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の利用促進等、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。〔環境県民局県民活動課〕

● 学校等における犯罪防止教室の開催等を通じて、子供の防犯意識を高め、犯罪被害から守る取組を強化するとともに、加害者にもならないための規範意識を醸成します。〔警察本部少年対策課〕

関連指標	現状	目標	備考
フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）の利用率	32.1% ［Ｒ７］	50.0% ［R11］	「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」より

（１）、（２）共通

● 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、子供の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

３　高齢者

国では、「高齢社会対策基本法」に基づき、「高齢社会対策大綱」を策定し、基本的かつ総合的な高齢社会対策を講じています。また、「高齢者虐待防止法」により、高齢者の権利擁護のための取組が行われています。

高齢者の割合が大きくなっていく中で、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の世代の人にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながります。すべての世代の人が「超高齢社会」を構成する一員として、互いに支え合いながら冷静かつ真摯に取り組み、希望が持てる未来を切り開いていく必要があります。

また、急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数が増加する中で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができることを目的として、令和６年には、「認知症基本法」が施行され、同法に基づいて策定された、「認知症施策推進基本計画」において、各種施策が講じられています。

本県では、関連する県計画※に基づき、高齢者が健やかに自分らしく輝き、安心して生活できるよう啓発を行っています。

※　この項において関連する県計画は次のとおり
- 第９期ひろしま高齢者プラン（令和６～８年度）
- 第２期広島県地域福祉支援計画（令和６～11 年度）

現状・課題

○　本県の 65 歳以上人口は総人口の 30.1 パーセント（令和７年１月１日現在）を占め、今後も人口減少・高齢化などの人口構造の変化に伴い、高齢化率は上昇していく見込みです。

○　社会参画をしている高齢者は「安心感」や「生きがい」を感じる割合が高く、高齢者の活躍が社会の活力の維持にもつながることから、高齢期になっても希望に応じた仕事や地域活動などに参画し続けられるような機会づくりを促進していく必要があります。

○　介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族などによる本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者に対する深刻な人権侵害が依然として発生していることから、虐待の通報義務や相談窓口について更なる周知を図る必要があります。

○　高齢単身世帯の増加や認知症高齢者の増加を踏まえ、こうした高齢者やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会づくりについて地域や関係者などの理解を深めるための啓発が大切です。

取組の方向

高齢者が尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、高齢者の権利擁護に向け、認知症への正しい理解や虐待防止に向けた啓発に取り組みます。

高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりに向けて、情報提供や啓発を行います。

実施にあたっては関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（１）認知症や高齢者の人権についての理解の促進

● 「老人の日」（９月 15 日)の全国キャンペーンに合わせ、９月を県の老人保健福祉月間とし、期間中の県や関係団体の取組について、県ホームページへの掲載により周知を図り、広く県民に対し、高齢者の福祉について関心と理解を深めるための機会を提供します。〔健康福祉局地域共生社会推進課〕

● 「世界アルツハイマーデー」（9 月 21 日）を起点とした 1 週間を「オレンジリング週間（認知症理解促進強化週間)」とし、この期間を中心に、認知症の理解促進を目的とした啓発イベントを実施します。〔健康福祉局地域共生社会推進課〕

● 市町や企業等と連携し、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターを養成します。〔健康福祉局地域共生社会推進課〕

関連指標	現状	目標	備考
認知症サポーター養成数	399,311 人 ［Ｒ７］	436,000 人 ［R11］	「ひろしま高齢者プラン」より

（２）高齢者の権利擁護の推進

● 県民及び養介護施設等に対し、高齢者虐待に係る通報義務や相談窓口について周知するとともに、虐待発見時には速やかに通報するよう促します。〔健康福祉局介護政策課〕

● 高齢者が被害に遭いやすい犯罪の発生状況、最新の手口や防犯対策について、関係機関や団体と連携し、高齢者サロンや会合などの機会をとらえ、高齢者の記憶に残る広報啓発活動や防犯指導を行います。〔警察本部生活安全総務課〕

（３）地域や職場における高齢者の活躍推進

● 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣やシニア総合スポーツ大会、シルバー作品展開催などの事業を通じ、高齢者が生きがいを持ち、これまで培った知識・技能を活かして、地域活動などに積極的に取り組むことができる環境づくりを推進します。〔健康福祉局健康づくり推進課〕

● 高齢者の社会参画を推進するため、老人クラブ活動の意義や魅力を高めるとともに、その組織や機能が十分に発揮できるよう、市町、市町社会福祉協議会等と連携し、活動の活性化のための啓発活動を促進していきます。〔健康福祉局地域共生社会推進課〕

● 高齢者が戦力として活躍している企業の取組事例を収集し、発信することにより、企業に対して高齢者雇用を進めるノウハウを提供し、高齢者の積極的な雇用の働きかけを行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕

関連指標	現状	目標	備考
地域活動等への参加率 （40～64 歳）	35.9% ［Ｒ７］	前回調査より向上 ［R11］	「ひろしま高齢者プラン」より
地域活動等への参加率 （65 歳以上）	55.5% ［Ｒ７］	前回調査より向上 ［R11］	「ひろしま高齢者プラン」より

（１）～（３）共通

● 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、高齢者の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

４　障害者

障害の有無にかかわらず、すべての人々が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、国では、「障害者の権利に関する条約」の批准にあたり、「障害者基本法」の改正や、「障害者総合支援法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」などの国内法の整備が進められました。これらに基づき、「障害者基本計画（第５次）」が策定され、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策が総合的に推進されています。また、「障害者雇用促進法」により、障害のある人がその適性と能力に応じて働くことができるよう、雇用の一層の促進が図られています。近年の立法的措置としては、令和６年度に、「改正障害者差別解消法」が施行され、行政機関等に加え、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供が義務付けられました。

また、令和６年７月の最高裁判所による旧優生保護法の違憲判決を受けて、国では、同年 12 月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定されました。

本県では、平成７年に「広島県福祉のまちづくり条例」を制定し、以来、障害者や高齢者を含む全ての人が、自由に行動し、社会参加ができる誰もが住みよいまちづくりに向けて継続的な取組を行っています。

また、令和７年に「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例（広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）」及び「広島県手話言語条例」を制定し、障害者の情報保障の強化や手話言語の認識普及等を通じて、社会全体の相互理解の促進に取り組んでいます。

さらに、関連する県計画※に基づき、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消並びに障害者の自立及び社会参加の支援のための啓発を行っています。

※　この項において関連する県計画は次のとおり
- 第５次広島県障害者プラン（令和６～11 年度）
- 第２期広島県地域福祉支援計画（令和６～11 年度）

現状・課題

○　県の調査（令和５年度）では、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことが「ある」と答えた人の割合が 68.9%、手助けをしたことが「ない」と答えた人の割合は 27.1%※1となっており、特に若い世代においては、障害への理解はあっても、手助け等の行動に移すことができていない傾向にあります。共生社会の実現を図るためには、幅広い年齢層の人々が障害や障害者に関する理解を促進し、併せて、障害者への配慮等を実践できるようになることが重要です。

○　令和３年５月に「障害者差別解消法」の改正が行われ、民間事業者に対しても、合理的配慮を法的義務とすることが定められたことから、法の趣旨を周知していく必要があります。

○　法定雇用率は上昇傾向にあり、今後もより規模の小さい企業に障害者雇用の義務化が進むと考えられる中、障害者が県内企業に就労し、より活躍できる環境整備に取り組む必要があります。

○　養護者や使用者、障害者福祉施設従事者等による障害者に対する虐待が依然として発生していることから※2、障害者虐待防止や通報義務について、市町や事業者、学校、医療機関等への周知を図る必要があります。

　また、虐待発見時の速やかな通報を確保するため、窓口の周知やそれを受ける市町、事業者等の職員の人材育成・普及啓発の推進が重要です。

※１出典：県政世論調査（広島県）

※２養護者による虐待相談・通報件数（認定件数）Ｒ６：131 件（44 件）

施設内虐待相談・通報件数（認定件数）Ｒ６：75 件（12 件）

取組の方向

　様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、お互いを認め合い、共に創っていく社会の実現に向けて、障害の特性や必要な配慮等をはじめとした障害や障害者に関する正しい知識の啓発に取り組みます。

　障害者が自らの意思で社会参画の機会や場を選択し、様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会の実現に向けて、雇用・就労の促進のための啓発を実施します。

　実施にあたっては関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（１）障害や障害者に関する理解の促進

●　誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、障害や障害者に関する理解を促進し、併せて、障害者への配慮等の実践をすすめるため、「あいサポート運動」を推進します。〔健康福祉局障害者支援課〕

●　障害者に対する差別・偏見の解消や、各障害の特性・配慮の方法についての理解を深めることを目的とする「あいサポート運動」の取組等の中で、民間事業者に対して「合理的配慮の提供義務化」に係る普及啓発を推進していきます。〔健康福祉局障害者支援課〕

●　外見からは分からないが、配慮や援助を必要とする方のための「ヘルプマーク」や、障害者に関するマークをより広く周知し、配慮や支援を必要としている障害者と支援をする者を結び付けるなど、障害者がより早期かつ効果的に支援を得られやすくなるよう、普及啓発を行います。〔健康福祉局障害者支援課〕

●　精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、家族会が実施する学習会等を支援します。〔健康福祉局疾病対策課〕

関連指標	現状	目標	備考
県が実施する「あいサポート運動」に係る研修の受講者数	2,391 人 ［Ｒ７］	2,800 人 ［R11］	「第５次広島県障害者プラン」より

（２）障害者に対する虐待の防止

● 虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町職員及び障害福祉サービス事業者等並びに、学校、保育所等、医療機関及び放課後児童クラブ等の関係者を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底します。〔健康福祉局障害者支援課〕

● 県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配布、ホームページ等による情報発信等により、障害者虐待の防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等への普及啓発活動に努めます。〔健康福祉局障害者支援課〕

● 定期的に障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むとともに、これらの体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。〔健康福祉局障害者支援課〕

（３）地域や職場での障害者の活躍推進

● 障害者の就業支援のため、障害者雇用優良事業所の知事表彰を行い、先進事例から学ぶための企業見学会の開催や啓発資料による周知広報等を実施し、企業の障害者雇用についての理解促進に取り組みます。〔商工労働局雇用労働政策課〕

関連指標	現状	目標	備考
障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用率	2.54% ［Ｒ７］	法定雇用率以上 ［R12］	「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より

※法定雇用率は障害者の雇用状況等により算定され、Ｒ８年７月から 2.7%に引き上げられました。

（１）～（３）共通

● 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、障害者の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

５　同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の重大な人権問題です。

昭和 40 年の「同和対策審議会答申」において、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」とされ、この答申を受けて昭和 44 年に施行された「同和対策事業特別措置法」をはじめとする特別法に基づいて、本県においても、各種の特別対策を行ってきました。その結果、同和地区における生活環境の改善などの物的な基盤整備は成果を上げ、一般地区との格差が大きく改善されるなど、おおむねその目的を達成できる状況となったことから、平成 13 年度末の特別法（地対財特法）の失効に伴い、特別対策は終了しました。その後は、同和問題の解決に向けた取組は一般施策の中で実施されています。

また、差別意識の解消を目指して、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」を軸に、国や県、市町による教育・啓発の取組が推進されてきました。一方で、部落差別が依然として存在し続けている状況を受け、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成 28 年に「部落差別解消推進法」が施行されました。

本県では、県民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための啓発を推進しています。

現状・課題

○　結婚や就職等における差別をはじめとして、差別発言、差別落書きのほか、個人を誹謗・中傷する差別的な言動や誤った情報がインターネット上で書き込まれるなどの事案が依然として発生しています。

○　同和問題は根拠のない不合理な差別であるという正しい知識と理解を深めるための人権啓発が重要です。

○　同和問題は、憲法がすべての国民に保障している基本的人権にかかわる課題であり、私たち一人ひとりが解決に取り組む必要があります。

取組の方向

県民一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、偏見や差別を防止するとともに、自らに関係がある問題として向き合っていくことができるよう、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。

具体的な取組

同和問題についての正しい知識の普及啓発

●　隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動を行うための支援を行い、地域における人権を尊重する意識の醸成や、同和問題をはじめとした人権課題の解決に取り組みます。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

● インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害を無くすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

● 公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう、事業主に対し国と連携して啓発を行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕

● 新規採用職員を対象とする「初任（前期）研修」など、県職員を対象に実施している研修において、県職員が正しい知識を習得できるよう取り組みます。〔総務局人事課〕

● 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示等を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、同和問題について啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数）[広島法務局]：同和問題に対する差別待遇	０件［Ｒ７］	―	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数[広島法務局]：同和問題に対する差別待遇	７件［Ｒ７］	―	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）
(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

６　外国人

社会における一層の国際化の進展や、外国人労働者の増加等に伴い、県内に在留する外国人は、令和７年末時点で 72,628 人であり、増加傾向にあります。

基本的人権の享有は、我が国に在留する外国人についても等しく保障されており、国においては、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」等を踏まえ、外国人の平等の権利と機会の保証、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等の取組が実施されてきました。

一方で、就労の場面や日常生活において、言語や習慣の相違等に起因する問題が生じています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動である、いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねないことから、平成 28 年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

また、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために平成 29 年に施行された「技能実習法」には、技能実習生に対する人権侵害行為等についても禁止規定等が設けられました。

本県では、県内に居住している外国人が安心して生活できるよう、県民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行っています。

現状・課題

○　言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景に様々な問題が生じており、依然として本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在するとともに、地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況もみられます。

　これらの状況を踏まえ、本県に居住している外国人が、地域において孤立することなく安心して生活できるよう、多様性を認め、ともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要があります。

○　ヘイトスピーチについては、街頭における過激なデモ等は減少傾向が見られるなど、社会に一定の変化が生じています。一方で、インターネット上では、引き続き不当な差別的言動が見られ、態様は変化しながらヘイトスピーチは存在し続けていることから、引き続き、ヘイトスピーチの解消に向けた啓発・理解の促進が必要です。

取組の方向

県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。

県内企業での外国人労働者の受入・定着を促進し、また、外国人労働者に対する不等な取扱いがなされることがないよう、職場環境の整備に向けた啓発を行います。

具体的な取組

（１）外国人が安心して生活できる環境整備

● ひろしま多文化共生連絡協議会を開催し、市町及び国等の関係機関と連携強化を図り、本県に居住している外国人の課題の共有やその解決に向けた取組を行います。〔地域政策局国際課〕

● 公益財団法人ひろしま国際センターや市町と連携し、外国人相談窓口の運営及び対応する相談員等の研修会を行い、外国人の人権に関する相談等に適切に対応します。〔地域政策局国際課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数）［広島法務局］：外国人に対する差別待遇	０件［Ｒ７］	－	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数［広島法務局］：外国人に対する差別待遇	３件［Ｒ７］	－	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）
（http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html）

（２）外国人労働者の受入に向けた環境づくりの推進

● 外国人材の雇用に課題を抱えている企業等を対象とし、専門家による定着に向けた計画策定やアドバイス等の伴走支援を実施するとともに、セミナー等の実施により適切な受入れ環境整備に関する有益な情報発信を行います。〔商工労働局産業人材課〕

● 就労に必要な日本語の習得を促進するため、外国人労働者への日本語学習及び企業における日本語学習支援体制の構築のためのコーチング支援を行います。〔商工労働局産業人材課〕

（１）、（２）共通

● 県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、外国人の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

７　性的マイノリティの人々

性的マイノリティであることを理由として、社会の様々な場面で偏見や差別に苦しんだり、生きづらさを感じたりしている人々がいます。

国では、平成16年の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行により、一定の条件を満たす場合には性別の取扱いの審判を受けることができるようになりました。また、世界保健機構（ＷＨＯ）は、性同一性障害を精神疾患から削除し、新たに「性別不合（Gender Incongruence:ＧＩ）として位置付けています。

令和２年の「労働施策総合推進法」の改正では、労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティについて暴露することや屈辱的な言動をすることは、パワーハラスメントに該当するとされ、事業主に防止対策が義務付けられました。

令和５年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識のもと、国、地方公共団体、事業主等の役割等が定められました。

本県では、関連する県計画※等に基づき、性的指向やジェンダーアイデンティティ（ＳＯＧＩ）にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、性の多様性に関する正しい知識と理解を深めるための啓発に取り組んでいます。

※　この項において関連する県計画は次のとおり
・わたしらしい生き方応援プランひろしま（令和８～12年度）

現状・課題

○　性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性についての認識は広がりつつあるものの、依然として、同意のない性的指向・ジェンダーアイデンティティの暴露（アウティング）が起きるなど、地域や職場、学校など様々な場面で周囲の無理解・偏見等によるハラスメントや、差別的な取扱い等を受け、社会生活においても様々な課題に直面し、生きづらさや困難を抱えている現状があることから、周囲の方を含め、理解を促進する必要があります。

○　自分の性的指向やジェンダーアイデンティティについて打ち明けること（カミングアウト）で相手との関係が壊れるのではないかと不安に思ったり、日常生活の中で偏見や差別、周囲の無理解等で悩みを抱えたりしているにもかかわらず、周りの人に相談できずにいる人がいることから、安心して相談できる相談窓口を周知する必要があります。

取組の方向

性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する知識の普及や、互いを尊重する意識の醸成に向けた啓発を行うとともに、当事者が抱える生きづらさ等の解消に向けて、相談窓口等の情報提供を行います。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（１）性的マイノリティの人々や性の多様性についての正しい知識や理解等の促進

● 企業や医療機関、福祉施設などで相談を受ける立場の人や、人事担当者など人権啓発に携わる人に対して、性的マイノリティの人々の現状や、必要な配慮についての理解を一層深めるための研修や、企業・団体向けの会議等の場を活用した性の多様性に関する啓発を行うなど、理解の促進を図ります。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

● 自分の周りに、性的指向・ジェンダーアイデンティティに悩んでいる人や、当事者がいる可能性があることを知ってもらえるよう、人権イベントの開催や啓発資料の作成・配付など、様々な機会を捉えた啓発を市町や関係団体と連携して取り組み、性の多様性に関する県民理解を促進します。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

（２）性的マイノリティの人々の権利擁護の推進

● 性的指向やジェンダーアイデンティティに関する悩みを抱いている人が、エソール広島における「ＬＧＢＴ相談」などの相談窓口を知り、気軽に利用できるよう、相談窓口の認知度の向上に取り組みます。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
「「ＬＧＢＴＱ＋」という言葉を知っていて内容も理解している」と答えた人の割合	28.7% （Ｒ７）	50.0% （R12）	「わたしらしい生き方応援プランひろしま」より

８　感染症患者等

感染症については、医学的に見て不正確な知識や、思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者や、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生じることがあります。

国では、平成 10 年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定され、感染症の患者等の人権を尊重することがうたわれました。

ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）については、令和７年に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において、科学的に根拠のない情報や誤解、最新の科学的知見に基づく正しい知識の習得が十分でないことによる偏見・差別が存在しており、エイズ対策を阻害する要因となり得ることから、ＨＩＶ感染症・エイズに関する最新の正しい知識の習得等による偏見・差別の撤廃とともに、多様性に関する国民の理解が重要であることが追加されました。

ハンセン病については、令和元年に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の制定及び「ハンセン病問題基本法」が改正され、元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意が示されました。

また、新型インフルエンザ等の感染者等については、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」において、令和３年の改正より新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族等の人権が尊重され、何人も新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等を受けることのないようにするための規定が設けられました。

本県では、関連する県計画※に基づき、患者等個人の意思や人権を尊重するとともに、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行っています。

※　この項において関連する県計画は次のとおり
- 広島県感染症予防計画（第５版）（令和６年３月改訂）
- 広島県エイズ対策推進指針（平成 30 年３月）

現状・課題

○　ＨＩＶは感染を予防することが可能であるとともに、感染した場合も治療法が進歩しており、早期診断・早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を抑え、通常の生活を送ることが可能です。ＨＩＶに対するこのような理解は、社会に浸透しつつありますが、過去の情報等から定着した固定観念等に起因する、ＨＩＶ感染者やエイズ患者に対する偏見や差別は依然として存在しています。

○　ハンセン病は、感染しても発病する可能性は極めて低く、現在では、治療薬が存在し、治癒する病気です。しかし、誤った認識による偏見や差別が根深く残存していることが、令和５年に実施された国の全国的な意識調査※においても明らかになっています。

こうした偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要があります。

○　令和２年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行を引き起こし、感染症やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別等の様々な人権問題が顕在化しました。とりわけ、近年は、ＳＮＳ等の普及もあり、一たび感染症に関する不正確な情報が発信された場合には瞬く間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見や差別等を助長することにつながりかねません。こうした事例を踏まえ、県民一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、人権を尊重するために、思いやりのある行動が行えるよう啓発を行う必要があります。

※出典：「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」（厚生労働省）

取組の方向

県民一人ひとりが感染症に対する正しい知識を持ち、感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。

具体的な取組

（１）ＨＩＶ／エイズに関する正しい知識の普及啓発

●　世界エイズデー等の啓発週間に合わせて、Ｕ＝Ｕの考えを中心とした最新の正しい知識の普及と理解促進のためのイベントの実施やＳＮＳでの情報発信を行うとともに、関係機関と連携し、会議や研修を行います。〔健康福祉局健康危機管理課〕

（２）ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発

●　ハンセン病について、元患者等の社会復帰支援策を講じるとともに、差別偏見の解消のため、正しい知識の普及啓発を行います。〔健康福祉局健康危機管理課〕

（３）新型インフルエンザ等の感染等に関する正しい情報の提供及び啓発

●　感染症の特性や予防接種を含めた感染症予防に関する最新の知見に基づく知識の普及啓発について、ＳＮＳ等の様々な媒体を活用した情報提供を行い、感染者やその家族・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防止します。〔健康福祉局健康危機管理課〕

（１）～（３）共通

●　感染症に係る人権侵害防止のため、感染症の正しい知識について、イベントの開催や普及啓発冊子の作成・配布等、様々な機会を活用した啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課、健康福祉局健康危機管理課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） ［広島法務局］: 疾病患者に対する差別待遇	０件 ［Ｒ７］	―	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数［広島法務局］: 疾病患者に対する差別待遇	１件 ［Ｒ７］ （ＨＩＶ感染者 ０件 ハンセン病患者 ０件 その他疾病患者 １件）	―	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※　出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）
（http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html）

９　刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別は根強く、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、受け入れる地域社会における理解と協力が必要不可欠です。

国では、平成 28 年度施行の「再犯防止推進法」において、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進する等、再犯防止施策を推進することとされ、同法に基づき令和５年３月に策定された「再犯防止推進計画」による取組が進められています。

本県では、関連する県計画※に基づき、矯正施設退所者の地域定着を支援しているほか、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行っています。

※　この項において関連する県計画は次のとおり
- 第２期広島県地域福祉支援計画（令和６～11 年度）
- 第２次広島県再犯防止推進計画（令和８～12 年度）

現状・課題

○　刑を終えて出所した人に対する更生支援について、これまで直接支援に携わったことのない県民にとっては、身近なテーマとして十分に認知されている状況とは言えません。

○　令和７年に内閣府が行った「更生保護制度に関する世論調査」によると、保護司、保護観察官、更生保護施設等、更生保護に携わる人や団体などを「いずれも知らない」と答えた人の割合は 18.4%、「保護司を頼まれた場合進んで引き受ける」人の割合が 4.4%と、社会の興味・関心、協力意欲の低さが懸念されています。

※　出典：「更生保護制度に関する世論調査」（内閣府）

取組の方向

犯罪・非行をした人が、立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会の実現に向けて、県民の関心を高め、理解を促進するための啓発を行います。

実施にあたっては関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

再犯防止についての県民の関心及び理解の促進

●　犯罪や非行の防止と、立ち直り支援への正しい理解を深める取組である“社会を明るくする運動”について、様々な広報媒体や広報手法を用いて広報・啓発を推進します。〔環境県民局県民活動課〕

●　市町や福祉関係分野の支援者等を対象に、更生支援に関する状況の説明や情報提供を行う会議や研修を実施し、更生支援の取組や理解を深めることに取り組みます。〔環境県民局県民活動課〕

● 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて資料展示等を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、刑を終えて出所した人に対する理解を深めるための啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
更生支援について国との連携が構築された市町数	―	４市町 ［R12］	「第２次広島県再犯防止推進計画」より

10　犯罪被害者及びその家族等

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症による精神的、経済的な苦しみにもかかわらず、うわさやインターネット上での中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

国では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成 17 年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、施策の基本理念や国・地方公共団体の責務や実施する施策への国民の協力責務を規定しました。

また、同法に基づき、令和８年３月に策定された「第５次犯罪被害者等基本計画」による取組が進められています。

本県では、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができる社会の実現に向け、犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定めた、「犯罪被害者等支援条例」を令和４年に制定し、また、犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方や施策の方向等を定める「犯罪被害者等支援に関する取組方針」を策定し、犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい対応を保障され、安心を取り戻せるよう、各種利益の保護や県民の理解促進等、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を行っています。

※　この項において関連する県計画は次のとおり
・「減らそう犯罪」第６期ひろしまアクション・プラン（令和８～12 年度）

現状・課題

○　犯罪被害者やその家族が様々な困難な状況に置かれていることや被害からの回復には長い時間を要するという実情が理解されず、また、名誉、プライバシーなど個人の尊厳に配慮されていない状況が依然として続いています。

○　犯罪被害者等が置かれた状況や支援の必要性などに対する県民の理解を深めるための啓発を行うとともに、被害の潜在化を防ぎ必要な支援を受けることができるよう、犯罪被害者等支援窓口の周知に取り組む必要があります。

○　また被害者は事件直後だけでなく、数年にわたって被害の影響を受けることから、必要な支援を行う機関の活用が重要です。

取組の方向

犯罪被害者等が平穏な生活を営むためには、社会全体の理解や配慮が重要となることから、県民一人一人の理解を促し、犯罪被害者等を社会全体で支えていくという機運を醸成する啓発を行います。

具体的な取組

（１）当事者が置かれる状況への理解促進

●　犯罪被害者等が置かれた状況などに対する県民の理解を促進するとともに、犯罪被害者講演会や街頭啓発キャンペーン等を市町や民間支援団体関係機関と連携して実施します。〔環境県民局県民活動課、警察本部警察安全相談課〕

（２）当事者の権利擁護の推進

● 犯罪被害者等支援施策に関する情報などを一元的に集約し、犯罪被害者等や支援員等が幅広く活用できるよう県のホームページ上で発信します。〔環境県民局県民活動課〕

● 「被害者支援センター」に総合相談窓口をワンストップ化し、アクセスしやすい環境を整え、相談窓口を活用してもらえるよう、周知を行います。〔環境県民局県民活動課〕

特に潜在化しやすい性被害については、性被害に遭った場合、被害を抱え込まずに相談機関に相談できる環境を確保するため、性被害の相談窓口である「性被害ワンストップセンターひろしま」について、小・中・高・大学生など若年層に対し、性被害とは何か、被害に遭った際の相談方法、相談機関等の啓発を行います。〔環境県民局県民活動課〕

● 犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性についての理解を深め、各機関の役割分担や情報共有、支援のあり方等についてノウハウを積み上げ、機能を充実させるため、被害者支援に携わる関係者等を対象とした研修等を実施します。〔環境県民局県民活動課〕

● 公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた、公益社団法人広島被害者支援センターに対する助言・指導及び財政的支援を行います。〔警察本部警察安全相談課〕

● 捜査過程における二次的被害の防止・軽減を目的として、犯罪被害者等が受ける精神的、経済的及び身体的被害の軽減を図るための支援活動の充実強化及び国の「犯罪被害者等基本計画」に沿った施策に関する研修を推進します。〔警察本部警察安全相談課〕

（１）、（２）共通

● 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、資料展示等を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、犯罪被害者等の人権について啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
「被害者支援センター」の活用割合	44.7% ［Ｒ７］	51.0% ［R12］	「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」より

11　インターネット上の人権侵害

インターネットは、人々の生活の利便性向上に欠くことのできないツールとなり、生活を豊かにしている一方で、一たびインターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散し、削除が極めて困難になるといった特徴から、インターネット上の人権侵害が深刻化しています。また、様々なインターネット上の誹謗中傷事案が生じており、各人権課題に横断的にかかわるテーマとして対策が求められる状況にあります。

国では、令和６年に「プロバイダ責任制限法」を改正し、発信者情報の開示手続きの簡易化や、大規模プラットフォーム事業者に対して権利侵害情報への対応の迅速化及び削除基準の策定・公表等による運用状況の透明化を義務づけるとともに、法律名も改められました（「情報流通プラットフォーム対処法」）。さらに、令和４年に、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化している実態への対処として、侮辱罪の法定刑の引き上げが行われました。

また、個人情報の取扱いに関しては、平成 15 年に「個人情報保護法」が制定され、平成 29 年５月から、個人情報を取り扱うすべての事業者に、令和５年４月から、地方公共団体の機関・地方独立行政法人について、同法が適用されることとなりました。

本県では、「広島県個人情報保護条例」により、県の機関が保有する個人情報の適正な取扱いを規定するなど、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発を行っています。

現状・課題

○　インターネットが、人々の生活に欠くことのできないツールとなる中、インターネット上での個人等に対する誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、性被害などの人権侵害は後を絶たない状況にあります。また、近年では、ＡＩを悪用したディープフェイクや災害時のデマ等の問題も発生しています。

○　インターネット利用にはルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが重要であること、また、インターネットによる人権侵害を受けた場合に相談できる窓口や対処法などについて啓発を行う必要があります。

取組の方向

インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、被害者にも加害者にもならないための、適正なインターネット利用についての啓発や、被害を受けた場合の救済手段について、周知啓発を行います。

※様々な人権課題を横断する人権課題として設定しています。

具体的な取組

（１）被害者にも加害者にもならないための適正なインターネット利用の推進

● ＳＮＳやインターネット掲示板への個人を誹謗中傷する書き込み等に関する県民からの相談に対して必要な助言を行います。また、不正に個人情報を入手するウイルスや偽・詐欺サイト等について、県民に対してホームページ等での情報発信による注意喚起を行います。〔警察本部サイバー犯罪対策課〕

● インターネットを利用したサイバー犯罪の被害を未然に防止するため、県民に対して広報資料の発信及びサイバー犯罪被害防止のための講演・セミナーの開催等、広報啓発活動を実施します。〔警察本部サイバー犯罪対策課〕

● インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害を無くすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕【再掲】

● フィルタリングの利用促進等、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。〔環境県民局県民活動課〕【再掲】

● インターネット上の人権侵害の被害に遭った際に相談できる窓口について、県ホームページ等を通じて周知を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
サイバー犯罪相談件数	4,161 件 ［Ｒ７］	－	「県警本部集計」より

（２）個人情報保護についての正しい知識の普及啓発

● 個人情報保護制度について、個人情報の適正な取扱いを促進するため県ホームページによる個人情報保護制度に関する情報提供、県民や事業者からの個人情報に関する相談への対応や県職員を対象とした個人情報保護制度についての研修会開催などを行います。〔総務局総務課〕

（１）、（２）共通

● 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、資料展示等を行うとともに、人権啓発冊子の作成・配布などにより、インターネット上の人権侵害について啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

12　国及び他団体と協力していく分野

ア　北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、重大な人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。平成 18 年には「北朝鮮人権侵害対処法」が施行され、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

国は、令和７年までに、既に帰国した５名を含む 17 名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を推進しています。

本県では、北朝鮮当局による拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を行っています。

現状・課題

○　現在においてもこの問題は解決されておらず、長年にわたり拉致被害者等への人権侵害は続いています。拉致問題を早期に解決するため、国民及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

取組の方向

北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。

具体的な取組

北朝鮮当局による拉致問題等に関する理解促進と関心の向上

● 国・市町との共催により、映画上映会などの啓発事業を行うとともに、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日から 12 月 16 日）に合わせて、国作成ポスターの掲示、県ホームページ、ＳＮＳなど様々な媒体を活用した啓発活動を実施します。〔地域政策局国際課、警察本部外事課〕

● 北朝鮮による拉致問題に対する県民の関心と認識を深めるため、県民を対象とした人権啓発のイベントにおいて資料展示や、人権啓発冊子の作成・配布等により、北朝鮮当局による拉致問題等について啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数）［広島法務局］：北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	０件［Ｒ７］	－	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数［広島法務局］：北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	０件［Ｒ７］	－	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※　出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）
（http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html）

イ　アイヌの人々

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族です。

アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元年に「アイヌ施策推進法」が施行されました。

アイヌ施策推進法では、国及び地方公共団体に対し、教育活動、広報活動等を通じ、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないとしています。また、何人もアイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとしています。

本県では、アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行っています。

現状・課題

○　本県は、地理的な関係等から、アイヌの人々について理解や知識を深める機会が十分あるとはいえない状況にあるため、人権啓発のイベントの場や人権啓発冊子配布等の機会を活用し、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発が必要です。

○　令和４年の内閣府調査※では「アイヌの人々に対する差別や偏見の有無」について、「ない」が 28.7%、「わからない」が 49.7%となっており、課題への関心及び認識が低い状態であることから、引き続き国と連携し、課題の認識を深める取組を行う必要があります。

※　出典：「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

取組の方向

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、歴史や文化を含めた正しい知識の普及や理解の促進に向けて、国等と連携し、啓発を行います。

具体的な取組

アイヌの人々に関する正しい知識の普及と理解の促進

●　アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、アイヌの人々が尊重される社会の実現を目指して、一人ひとりの人権意識を高め、アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発活動を推進する国の方針を踏まえ、関係団体と協力しながら、県民を対象とした人権啓発イベントで資料展示や、人権啓発冊子の作成・配布などにより、アイヌの人々について啓発を行います。〔環境県民局わたしらしい生き方応援課〕

関連指標	現状	目標	備考
人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]： アイヌの人々に対する差別待遇	０件 ［Ｒ７］	―	「人権侵犯事件統計」（法務省）より
人権相談件数［広島法務局]： アイヌの人々に対する差別待遇	０件 ［Ｒ７］	―	「人権侵犯事件統計」（法務省）より

※　出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）
(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)